（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（計画の届出等） **第八十六条**　（略） 2　（略） 3　石綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。 （プッシュプル型換気装置についての措置） **第六百五十八条の二**　注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュプル型換気装置を使用させるとき（有機則第五条若しくは第六条第二項（特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュプル型換気装置を設けなければならない場合に限る。）は、当該プッシュプル型換気装置の性能については、有機則第十六条の二（特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。）又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。	（計画の届出等） **第八十六条**　（略） 2　（略） （新設）
（新設）	

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
アンモニア	（略）	（略）
石綿（令第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	（略）	（略）
（略）		

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
（略）		
二十五　石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	一　石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する業務又は石綿分析用試料	一～五　（略）

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		
アンモニア	（略）	（略）
（新設）		
三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル＝イソシアネート	（略）	（略）
（略）		

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

機械等の種類	事項	図面等
（略）		
二十五　石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	一　石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務の概要	一～五　（略）